

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43791

外國軍事基地撤廃に関する
連決議案審議

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

9時までに御回電願いたい。

3. 本議題に関しては西側は発言を出来るだけひかえ、り面工作によつて表決において一挙に決議案をほうむるべく努力しており、NATO、SEATO、ANZUS等米の同盟国が一致してこれに反対票を投ずるほか、ラ米その他の非同盟諸国を少くとも棄権に回すよう米が中心になつて説得工作を始めている。(表決は来週) 今回の決議案はソ連が5年に提出し撤回した決議案と異なり、植民地問題とからみ合わせているので、東欧諸国のみならず、アフリカ等の急進諸国もこれに賛成するであろうから、西側にとつて必らずしもらつ観を許さないが、先ず西側の結束を固め、非同盟諸国の累獲得に努力していこうというのが、目下の西側の態度である (J)

外務省

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

総番号 (T A) 44398
 06年11月24日21時00分 国連 発 国軍
 06年11月25日10時50分 本省 着

主管
 松井(大使) 総領事 臨時代理

外務大臣 殿

第1委員会における外国軍事基地の撤廃
 に関するソ連決議案審議

第2528号 (暗) 秘 略 平 (大至急) 普通 LTF

1. 24日の第1委員会において、ソ連のフエドレンコ代表は議題98の「アジア・アフリカ・ラ米諸国における外国軍事基地の撤廃」に関するソ連決議案(L/369)の提案理由説明において米、英、ポルトガル等がこれ等地域に有している軍事基地をすべて指摘した上、インドネシアとの関連において日本、おきなわの基地にも言及した。(直接関連部分仮訳別電第2529号の通り)

2. このフエドレンコ演説に対し、米のフオスター代表は答弁権を留保し、また英のチャルノント代表は25日午後の会合で発言の予定であるが、わが国に関する限り、上記発言は、わが国内基地から北極等が行なわれている旨指摘したのではなく、これに対しわが方が種々反ばくなくし説明を行なうことはいたずらにソ連に宣伝の機会を与えるものであり、また米、カナダ等も本件に関しては、事実上明白な誤りがある場合を除き、発言はしん重にする方がけん明である旨示さしている。本使としては本件は

- 大政事外官
- 務務次官
- 臣官長
- 総人電管計
- 儀文会厚
- 国参
- 長参
- 北(取)
- 長中(取)
- 北(保)
- 中(旅)
- 長住
- 欧(英)
- 長西(東)
- 近(ア)
- 長ア
- 経(調)米
- 二(カ)
- 参(商)
- 統(ラ)
- 長(通)ス
- 参(経)暗
- 協(政)技
- 長(国)
- 参(協)
- 長(参)経(取)
- 長(政)社專
- 情(参)内
- 長(道)外
- 文(文)
- 長(文)

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

66年11月28日23時00分 国連 発 国軍
 66年11月29日14時37分 本連 省 着

外務大臣殿

松井(大使) 総領事 臨時代理

先/委について(外国軍事基地の撤廃問題)

第2610号

暗秘略(平)

大至急/普通 LTF

往電第2559号に関し。

28日第1委員会は外国軍事基地の撤廃問題(議題98)の審議を続行。ハンガリー、U.A.R.、米国、ウクライナ、トーゴ、シリア、イタリア、フィリピン、およびコンゴ(キンシャサ)等が一般討論を行なったほか、イラン、キューバ、イスラエルが答弁権を行使した。なおこの日のトーゴおよびリベリアがソ連決議案(L.369)に対し、それぞれ別電/および2の修正案を提出した。また、本日の会合が終るに先立ち各代表は本件に関する一般討論は30日に終了させたい旨述べた。主要発言要旨次のとおり。

1. ハンガリー

(1) 外国軍事基地撤廃の要求は宣伝行為でもなければ共産圏諸国の一方的主張でもない。関係国民の同意なくして設けられた外国軍事基地はその国の内政に対する直接干渉の手段であり、植民地に設けられた軍事基地はその地住民の独立に対するよく庄の手段である。これらのことはあるい次の非同盟元首会議および客年の総会決議2005(X

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

X)に照しても明らかである。

(2) 米英両国は太平洋、インド洋、ラ米地域に無数の軍事基地を設けている。なかんづく、南ベトナム、オキナワ、グアム島の軍事基地からは南北ベトナム、カンボディア、ラオス、タイの一部にまで爆撃機が出動している。(注:わが国内米軍基地には触れなかつた)。また、南鮮内の米軍基地からは今年だけでも数10回にわたり、北鮮に対するちよう発行為が行なわれた。ラ米地域においては、米国は、断固撤去方要求している国まで基地を設けている。キューバのグアンタナモ基地はその最もけんちような例である。

(3) 米国は、アジア、太平洋の軍事基地は東西の軍事きんちよう維持の観点から必要にせまられて設けられたと述べているが、これは真実ではない。これらの基地は第2次大戦後生じた軍事的真空地帯を米国が自らの利益のためにうめんとして設けられたものである。

2. U.A.R.

外国軍事基地は植民地独立問題と密接な関係がある。植民地の軍事基地を撤廃すべきことはバンドン会議以来の一かんした要求である。アラブ諸国内における米国等の軍事基地も注目すべきである。バグダット条約はアラブ諸国よく庄の道具たるCENTO軍事基地設立の根拠となつている。(この点につきイランが答弁権を行使し、CENTOは

- 大政外
- 務務
- 次次
- 官官
- 長長
- 人電
- 文會
- 参資
- 長調
- 参北東
- 長中西
- 北参保
- 長
- 中参南
- 長総住
- 参英
- 長西東
- 近
- 長
- 経次調
- 米カ
- 商統
- 統ラ
- 織国
- 一通
- 長
- 経参経
- 協政技
- 長国
- 参協
- 長
- 国参経
- 長政社
- 情参内
- 長
- 文文
- 長

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

独立国家間の合法的合意の産物なる旨を述べた。) イスラエルはその全体がアラブ諸国に対する侵略基地である。(この点につきイスラエルが答弁権を行使)

3. 米國

(1) ソ連は24日の米國発言に対し、けいそつなりとのコメントを行なつたがこれは全く的はずれの批評である。本件議題の提出からして宣伝的である。国連創設以来、ソ連は外国軍事基地の撤廃をうんぬんしているが、この主張は集団的安全保障制度を弱体化せしめんとする意図からのみ行なわれてきている。

(2) 総会決議4/(I)は、外国軍隊の撤退につき、国連憲章に合致した条約または協定において自由かつ公に説明された同意なき限り国連加盟国内に駐留している外国軍隊は撤収さるべしとの勧告を行なつている。同意の有無を問題にしていない現在のソ連決議案はSWEEPING GENERALIZATIONである。この見解は毎年UNDOCでも各国から主張された。

(3) グアンタナモ基地は1934年の米キューバ協定に基き、キューバにおかれている。この協定は現在も有効であり、同基地は米國にとつてのみならず西半球全体にとつて必要である。(この点に対し、キューバが答弁権を行使し、上記協定はキューバ革命以前のものであり、キューバ人民の意志に反して押しつけられたものなりと述べた。) ソ連はまた、太平洋信託統治地域の基地をうんぬんしているが

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

これは安保理と米國との間の戦略的信託統治協定に基礎をおいている。

(4) ソ連は米國が軍事基地を設け世界の平和にきょうしを与えていると主張しているが、ソ連自身は1963年キューバをミサイル基地化しようとはしなかつたか、もしこの時、米側においてゆう気のある決定が行なわれず、キューバの基地が完成していれば、ソ連の態度は今日の如きものではない(はなかりうか)ソ連は米國のアジア太平洋基地をもつて侵略的性格のものと称しているが、これら基地はソ連と中共の侵略のきょうしに対して設けられたものである。ソ連および中共は、近りんの軍事的に弱い諸国に對抗するためと称してあらたに基地を設けているではないか。

(5) ソ連の意図が宣伝にあることは決議案中の各所に表われている。SGに対しこの決議のり行をSUPERVISEするよう求めている主文第2項はその最たるものである。ソ連はこの議題をURGENT AND IMPORTANT ITEMとして提出しているが、本件はかかる名に全く値しないものである。

4. ウクライナ

米國はタイ、オキナワ、南ヴァイエトナムに基地を設け、南ヴァイエトナムに直接的侵略を行なつている(日本國內の米軍基地については言及せず)。また英國は、イースト・ソマリア、スエズ問題で米國と取引し、セイセルズ、モーリシャスまでに基地を設けている。

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

5. トーゴ

ソ連決議案は関係国の同意に基づいて設けられた基地と見らざるものを区別しておらず、また、欧州に設けられた基地を問題にしていないう点で不満である。ソ連案に対する修正案(シ。385)を提出する。

6. イタリア

ソ連決議案は、法的、事実的關係を無視して提出されたものである。いかなる軍縮措置も、現在の軍事的情勢を善さざるよう強制的に実施されなければならぬ。ソ連決議案はこの点を考慮していない。

7. フィリピン

ソ連決議案は東部の軍事きんとうを自国に一方的に有利な方向に動かさんと意図から提出されたものである。また、同決議案は欧州の基地を除外しているようであるが、これはまことに都合のよい態度である。ソ連はフィリピンの米国の基地なりと示しているが、東欧はソ連の基地と化していないというのだから、何れにせよフィリピンの米基地は、フィリピンの同意によつて防衛のために設けられたものである。この基地についてうんぬんするのは内政事柄である。

8. コンゴ(キンシャサ)

外兩軍事基地については、二国間、多岐国間協定によつて設けられたものと、非自治地域に設けられたものとを区別

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については検閲班に連絡ありたい。

電信写

して考えるべきである。前者は各国主權の行使として設けられたものである。後者については、基地が独立よく圧の具となつてゐるか、また、單なる治安維持のためのものかを見極める必要がある。コンゴ内のベルギー軍基地のうちキトナ等2基地はコンゴに返かんされており、他の基地はコンゴ政府の同意にもとずきベルギーに使用されている。

別電と共に米、ソ、英に転電した。

(3)